

別紙

## 寄付金控除について

米沢市社会福祉協議会に対する寄付金は、確定申告によって税制上の優遇措置を受けることができ、①所得控除か②税額控除のどちらか有利な方を選択することができます。

例)・年齢 65歳

- ・年収 公的年金のみ 1,500,000円
- ・税額控除対象寄付金※1 3,000円 (寄付金の額)
- ・公的年金控除額 1,200,000円
- ・寄付金控除額 1,000円(3,000円-2,000円)

① 所得控除の場合

【計算式】 (所得金額-公的年金所得控除額-寄付金控除額)×税率=納税額  
 $(1,500,000-1,200,000-1,000) \times 5\% = \underline{14,950}$

② 税額控除の場合

【計算式】 (所得金額-公的年金所得控除額)×(税率)=年税額  
(税額控除対象寄付金-2,000)×40%=控除額 ※2  
年税額-控除額=納税額  
 $(1,500,000-1,200,000) \times 5\% = 15,000$   
 $(3,000-2,000) \times 40\% = 400$   
 $15,000-400 = \underline{14,600}$

※1 税額控除対象寄付金 → 総所得金額の40%を限度とします。

※2 控除額 → 所得税額の25%を限度とします。

(注)公的年金所得控除の他に医療費控除、生命保険料控除等各個人ごとに控除が異なりますので、最終の納税額については確定申告でご確認ください。

なお、寄付金控除を受ける際は「領収書」と「税額控除に係る証明書」を添付してください。